

フィード・ワン株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、フィード・ワン株式会社と称し、英文ではFEED ONE CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飼料、肥料、油糧、食料品及び農畜水産物の生産、製造、加工、販売及び輸出入
2. 日用品雑貨及び一般雑貨の製造、加工、販売及び輸出入
3. 動物用医薬品の製造及び販売
4. 農場の経営指導並びに家畜及び家禽類の飼育及び販売
5. 家畜の人工授精及び受精卵移植の研究、開発業の受託並びに家畜の精液及び受精卵の販売
6. 農業用機械器具、畜水産用機械器具、産業用機械器具及び電気機械器具の賃貸借、販売及び輸出入
7. 畜水産業並びに生物飼養及びその器具機材の製造及び販売
8. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介
9. 飼料製造設備の賃貸借
10. 金融業及び総合リース業
11. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
12. コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの作成、賃貸借及び販売
13. 倉庫業及び貨物運送取扱業
14. 前各号に付帯関連する一切の事業
15. 上記事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を横浜市に置き、必要に応じて、支店、工場、研究所及び営業所を適宜の地に設置することができる。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会の予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役社長を選定するほか、取締役会長その他の役付取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は代表取締役とする。前項のほか、取締役会は、その決議によって代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長が欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれにあたる。取締役社長もまた事故あるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の権限)

第26条 取締役会は法令又は本定款の定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当会社の監査役は6名以内とする。

(補欠監査役の予選の効力)

第33条 補欠監査役の予選の効力は当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度の定時株主総会開始の時までとする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第49条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第50条 配当財産が金銭である場合は、その支払の確定をした日から、3年を経過した時、当社はその支払の義務を免れるものとする。

未払の剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

制 定	2014年 10月 1 日
改 定	2015年 6月 26 日
改 定	2015年 10月 1 日
改 定	2018年 6月 28 日
改 定	2020年 10月 1 日